

# 農業委員会総会議事録

## 第6回農業委員会

1. 開会日時 令和5年9月28日(木) 午前9時25分

2. 閉会日時 令和5年9月28日(木) 午前9時55分

3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

### 4. 出席者

委員(全7人中7人出席)

出席者

1番 柴田賢一

2番 秋田秀機

3番 秋田秀春

4番 池山春雄

5番 大野和彦

6番 坪井宏見

7番 大口悦美

欠席者

なし

事務局 3名

事務局長 早川 建設課長

事務局員 富田 土木・農政グループ長

事務局員 岡島 主事

## 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
  - (1) 農地法第5条許可申請について
- ⑤ 報告事項
  - (1) 農地法第3条届出受理状況について
  - (2) 農地法第4条届出受理状況について
  - (3) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑥ その他
  - (1) 農地パトロールについて

## 6. 配布資料

- ①資料1 農地法第5条許可申請について
- ②資料2 農地法第3条届出受理状況について
- ③資料3 農地法第4条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第5条届出受理状況について
- ⑤資料5 農地パトロールについて

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和5年度第6回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと「農地パトロールについて」、「県防災拠点整備用地取得状況の資料」であります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

**【会長あいさつ】**

秋田会長

おはようございます。いよいよ10月に入ります。今年は本当に気温が高いです。稲の穂が出そろっていますが、気温が高いと米に白い粉がついてしまって品質が落ちてしまうことを心配しております。この地域でも品種を変えることを考える必要がある状況になってきました。これは、農家にとっては、大変厳しい状況です。刈り取りまであと15日くらいですけれどもどのような米ができるのか心配であります。

本日は、議案1件、報告事項3件、その他1件であります。よろしくお願いいたします。

**【出席人数確認】**

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員7名中出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

**【議事録署名者指名】**

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

1番 柴田賢一委員と7番 大口悦美委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

**【議 案】**

秋田会長

本日の議案は1件です。それでは、議案第10号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第10号 「農地法第5条許可申請について」をご説

明申し上げます。

**【資料1 農地法第5条許可申請朗読】**

秋田会長

議案第10号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第10号 農地法第5条許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

**【報告事項】**

秋田会長

それでは、農地法第3条、第4条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

**【資料2 農地法第3条届出受理状況朗読】**

事務局

次に、農地法第4条の届出受理状況について、説明します。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

**【資料3 農地法第4条届出受理状況朗読】**

事務局

最後に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

**【資料4 農地法第5条届出受理状況朗読】**

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

坪井職務代理人

始末書というのは、添付が必須となるものでしょうか。

事務局

そうです。今回の届出においては届出がないまま、駐車場として使っていた形ですので、今後、そういった使用をしないように始末書の添付をしていただいております。

A委員

転用目的で、宅地造成等とありますが、こちらは、宅地造成以外の何かを含んでいるのでしょうか。

事務局

こちらは、宅地として住宅を建てる予定ではあるが、建築する建物の構図等がまだ決まっていないため、宅地造成後の建築も含んでいるものになります。

秋田会長

他に質問もありませんので報告事項の農地法第3条、第4条、第5条届出受理状況についての報告を終了します。

【その他】

秋田会長

続いて、その他（1）農地パトロールについて事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは農地パトロールについて、ご説明します。本日配布しました資料5をご確認ください。

【資料5 農地パトロール結果について 朗読】

- ・全部で22筆が不適正ではないかと上げていただいた土地。
- ・内17筆 4,119㎡が管理の不適正な農地。
- ・資料の2枚目にある指導文書を送付。

以上で説明を終わります。

秋田会長

農地パトロールについての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

遊休農地の定義として1年以上の耕作がされていない土地とあるた

め、今回のパトロールにおいては、報告を行わなかった土地がありました。しかし、1年以内の耕作をしても管理状態が悪く、たばこの不始末等で火災につながってしまうことも考えられます。この判断が難しいと思いました。

事務局

A委員のおっしゃる通り判断が難しい農地もあると思います。管理が不十分という判断から、指導文書を送るという場合もあると思います。来年度に、もしも、1年以内に耕作をおこなったが、草茫々という農地がありましたら報告をしていただければと思います。

秋田会長

質問等ありませんので、(1)農地パトロールについての報告を終了いたします。

秋田会長

続いて「県防災拠点整備用地取得状況について」事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは県防災拠点整備用地取得状況について、ご説明します。本日配布しました地図をご確認ください。

#### 【県防災拠点整備用地取得状況について説明】

秋田会長

県防災拠点整備用地取得状況についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

神明公園の隣くらいにある仕切りは何ですか。

事務局

この仕切りは、事業の区分けです。こちらで囲ってある区域が消防学校エリアでありまして、その他のところが公園エリアということになります。

秋田会長

他に質問等もありませんので、その他事項についての報告を終了いたします。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和5年10月27日（金）午前9：30開始

場所：社会教育センター3階 視聴覚室

資料：10月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前9時55分終了)

9. 農地転用件数

8月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	1,265.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	2,118.00
		1	158.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	5	4,179.00
		2	1,329.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	6	8,131.00
		2	2,235.00	豊場				
	届出	1	284.00	青山		届出	14	6,944.71
		2	1,675.00	豊場				

※ 累計については令和5年1月～令和5年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。